

24 長寿第 63904 号  
平成 25 年 3 月 28 日

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例第 52 号。以下「条例」という。）については、平成 24 年 10 月 12 日をもって公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例の基準については、条例第 3 条の規定により、各社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ条例別表第 1 に掲げる法令に規定する基準をもってそれぞれの基準としており、その内容には同表に掲げる法令に規定する基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるので、これを踏まえて、当該施設等は適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

条例において本県独自に設定した基準については、上記 1 のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示（条例第4条）

「非常災害対策」の規定に、非常災害に関する具体的な計画の策定の規定があるが、入所者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、策定した具体的な計画の概要を施設内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連携協力体制の整備（条例第5条）

社会福祉施設等が、非常災害時に入所者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保（条例第6条）

介護保険施設等の現行基準のうち「勤務体制の確保等」において、研修の機会の確保に関する規定があるが、虐待防止の観点も踏まえ、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等（条例第7条、別表第1及び別表第2）

児童福祉施設、保護施設及び婦人保護施設については、入所者等の処遇又はサービスの提供に関する記録等を整備し、5年間保存しなければならないこと。保存する記録等については、規則で定めるものであること。

また、介護保険施設等の記録等の保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等（条例第8条）

社会福祉施設等において、提供するサービスの質の向上を図るため、施設等が業務の質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考え、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。

6 給食における地産地消の推進（条例第9条）

給食における地産地消の推進については、食事を提供する場合は、入所者等の年齢や心身の状態、嗜好等の特性に配慮しながら、地域の旬の食材など県内で生産された農林

水産物・加工食品を積極的に使用するよう努めることにより、入所者等へのサービスの質の向上を求める趣旨であること。

#### 7 特別養護老人ホームの居室定員（別表第2）

現行の「4人以下」から「1人」に省令基準が改正されたが、入所者に多床室入所の希望があることを踏まえ、居室の入所の選択を狭めない観点から、「4人以下」と定めたものであること。

なお、居室定員を2人以上とする場合には、入所者の希望を踏まえるとともに、プライバシーの確保のための配慮を行うこと。

#### 8 ユニット型施設の入居定員（別表第2）

基準の明確化の観点から、省令基準の「おおむね」を削除して「10人以下」と定めたものであること。

#### 9 保護施設等における秘密保持等（条例第10条）

(1) 条例第10条第1項は、保護施設等の職員に、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密の保持を義務付けたものであること。

(2) 同条第2項は、保護施設等の設置者に対して、過去に当該保護施設等の職員であった者が、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、保護施設等の設置者は、当該保護施設等の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものであること。

#### 10 保護施設における勤務の体制の確保等（条例第11条）

(1) 条例第11条第1項は、保護施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、作業指導員、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。

(2) 同条第2項は、職員の勤務体制を定めるにあたっては、可能な限り継続性を重視し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）第16条、第20条、第27条及び第32条の規定を踏まえ、それぞれの施設が担う生活指導等の視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものであること。

#### 11 保護施設における事故発生の防止及び発生時の対応（条例第12条）

(1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号）

保護施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととすること。

① 施設における処遇事故の防止に関する基本的考え方

② 処遇事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

- ③ 処遇事故の防止のための職員研修に関する基本方針
  - ④ 施設内で発生した処遇事故、処遇事故には至らなかったが処遇事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくで処遇事故に結びつく可能性が高いもの（以下「処遇事故等」という。）の報告方法等の処遇に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
  - ⑤ 処遇事故等発生時の対応に関する基本方針
  - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - ⑦ その他処遇事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底（第1項第2号）  
保護施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、処遇事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要であること。  
具体的には、次のようなことを想定している。
- ① 処遇事故等について報告するための様式を整備すること。
  - ② 直接処遇職員その他の職員は、処遇事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、処遇事故等について報告すること。
  - ③ ②により報告された事例を集計し、分析すること。
  - ④ 事例の分析に当たっては、処遇事故等の発生時の状況等を分析し、処遇事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
  - ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
  - ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (3) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号）  
直接処遇職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該保護施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。  
職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該保護施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要であること。  
また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えないこと。
- (4) 事故発生時の対応（第2項及び3項）  
保護施設は、入所者等の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町、当該入所者等の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、入所者等に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと。  
なお、条例第7条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、5年間保存しておかななければならないこと。
- (5) 損害賠償（第4項）  
保護施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこ

と。

12 保護施設等における身体拘束等の禁止（条例第13条）

- (1) 条例第13条第1項は、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととしたものであること。
- (2) 同条第2項は、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものであること。

なお、条例第7条の規定に基づき、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録は、5年間保存しておかなければならないこと。